

なかがわまち かつせいかけいかく
那珂川町活性化計画

栃木県那珂川町、栃木県

平成20年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	那珂川町地区活性化計画			
都道府県名	栃木県	市町村名	那珂川町	
地区名(※1)	那珂川町地区		計画期間(※2)	平成20年度～平成21年度

目 標 : (※3)

地域の立地条件と地域特産物を有効活用し新たな産業の創出、都市住民との交流を促進し、交流から定住へと結びつけることにより人口減少や高齢化の進行を極力押さえ地域活性化を図る。具体的な数値目標として、農畜産物の販売額を0.20%増加し地域への入りこみ客数の1万人増加を目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

那珂川町は、栃木県の東北東に位置し、茨城県に接している。東西約23km、南北約19kmと東西に長く、総面積は192.84Km²である。町の中央を清流那珂川が南流し、右岸は流れに沿って比較的平坦な沃野が開け、河岸段丘上に市街地が形成され丘陵地に集落が点在する。一方、左岸側は武茂川が貫流し、その下流に市街地が形成され、山間地の小河川に集落が点在する。土壌は、比較的肥沃であり、生産性は中位にあたる。耕地は中小河川に沿って狭い水田と畑を有し、那珂川沿岸の河岸段丘にまとまった水田地帯を形成している。総耕地面積は2,950haで町総面積の15.3%にあたる。また、林野面積は12,345haで町総面積の64.0%を占めている。

集落や町中心部の商店街は、豊かな森林資源に恵まれていることから、林業・木材産業や葉たばこ、こんにやくなど工芸作物中心の農林業を基幹産業として発展してきた。しかし、高度成長期を契機として、生産構造は水稻、施設園芸、畜産などが中心となっているが、耕作面積の少ない零細な兼業経営農家が大半を占めている。

現状と課題

本活性化地区内では、農村の振興を図るため農業構造改善事業、山村振興事業、農村総合モデル事業、農村地域定住促進対策事業、中山間地域総合整備事業等をはじめ各種事業の指定を受け、農業の生産基盤、生活環境基盤の整備や各種の近代化施策を進めてきた。その結果、葉たばこ・こんにやくに変わり、トマト・なす・いちご・花卉等の施設園芸やプラム・キュウイ・ぶどう・なしなどの果樹類が特産物として定着している。また、高齢者の生きがい対策として、地区内に9箇所の農産物直売所が設置しており、新鮮な農産物を直接消費者に提供するとともに、農家の現金収入を得る場所となっている。

また、従来から農作物の被害に悩まされているイノシシについては、その捕獲したイノシシの肉を地域資源として活用するとともに、消費者の食についての関心が非常に高まっている状況の中で、県で定めた衛生管理マニュアルに基づいた処理施設の整備が求められている。

このような中、基幹産業である農林業においては、昨今の厳しい農業情勢の中で担い手不足や農地の遊休化・耕作放棄地の拡大、森林の荒廃が進み、地域活力の低下もあいまって集落の崩壊が懸念されている。

今後の展開方向等(※4)

今後は、農林業従事者の高齢化、後継者不足が進み、地域活力が低下する中、これまで農村活性化を図るために整備してきた施設等の有効利用を図るとともに、本地域の豊かな自然資源、歴史文化資源、温泉、ゴルフ場などこれらの観光資源のネットワーク化と地域産物を有効に活用し、都市との交流人口の増加を図り地域活性化を目指す。

具体的には、新たな産業の創造としてのイノシシ処理加工施設を整備することにより、農業継続意欲の維持、耕作放棄地の解消、交流人口の増加に向けた条件整備を行う。

県としても本計画の目標が達せられるよう、事業の効果的な実施に関し必要な助言及び支援を行う。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
那珂川町	那珂川町地区	総合鳥獣被害防止施設(総合鳥獣被害防止施設)	那珂川町	有	二	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
那珂川町	那珂川町地区	農山漁村活性化施設整備付帯事業	那珂川町	有	

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
		該当なし		

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

都市との交流、特産品の販売額の増加にあたっては、とちぎの田舎暮らし受け入れ事業や、県が主催する物産展、都市部でのPR活動を積極的に展開することとする。茨城栃木県境地域鳥獣害防止広域対策協議会の12市町と連携を図りながらイノシシの搬入、精肉の販売の協力、また、本地域内の道の駅「ばとう」、馬頭温泉郷、農村レストラン、各種イベント等を中心とした販売対策により、都市農村交流の積極的な事業展開を図る。

3 活性化計画の区域(※1)

那珂川地区(栃木県那珂川町)	区域面積(※2)	19,144ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該地域の総面積19,284haのうち農林地面積は79%を占め、総世帯数の36%が農家であり、総人口の52%が農家人口となっている。		
②法第3条第2号関係: 人口の減少(H12~H17で5.4%減)、高齢化比率(27.3%)から見て、活性化のためには、定住等及び地域間交流を進めることは必要不可欠である。		
③法第3条第3号関係: 市街地を形成している区域、都市計画法に基づく用途地域は含まれていない。		

4 市民農園に関する事項 該当なし

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項 該当なし

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

評価については、毎年栃木県が実施する観光客入込数調査の数値により該当施設の数値を集計し検証する。なお、観光客入込数調査の期間は暦年となっているため、暦年で評価を行う。また、農畜産物の販売額の評価・検証は、町が収支決算書等により達成状況を確認する。